

環境局安全衛生小委員会設置要領

制 定 平成 19 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 大阪市環境局安全衛生委員会設置要綱第10条の規定に基づく専門部会として環境局安全衛生小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公務災害の分析と対策に関すること
- (2) 災害防止月間の設定と取り組みに関すること
- (3) 喫煙対策に関すること
- (4) その他大阪市環境局安全衛生委員会(以下「委員会」という。)から付託された事項

(構成)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総務部職員課長代理
- (2) 環境管理課長代理、事業管理課長代理及び環境事業センター事業推進担当課長代理のうち各1名
- (3) 労働安全衛生に関する知識及び経験を有する職員

2 前項第3号に掲げる委員は、大阪市職員労働組合及び大阪市従業員労働組合の推薦する者とし、同項第2号に掲げる委員と同数とする。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は会務を掌理する。

(運営)

第5条 小委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 小委員会の事務を処理させるために事務局を総務部職員課に置く。

(報告等)

第7条 委員長は、小委員会の議事録を作成するとともに、委員会に報告しなければならない。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月31日から施行し、改正後の環境局安全衛生小委員会設置要領の規定は、令和3年4月26日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。